

第二十四回 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)午前
十時五十三分開会

委員の異動

四月二十四日委員白井勇君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。
四月二十五日委員小西英雄君及び井村徳二君辞任につき、その補欠として植竹春彦君及び劔木亨弘君を議長において指名した。
本日委員劔木亨弘君、大矢半次郎君、山本米治君、植竹春彦君及び小林政夫君辞任につき、その補欠として井村徳二君、最上英子君、深川タマエ君、遠藤柳作君及び中山福藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 藤野 繁雄君
岡 三郎君
前田 久吉君

委員

井村 徳二君
遠藤 柳作君
大野木秀次郎君
木内 四郎君
菊田 七平君
西川基五郎君
深川タマエ君
最上 英子君
野溝 勝君
土田国太郎君

政府委員

北海道開発 白波瀬米吉君
政務次官 田上 辰雄君
北海道開発 柏原益太郎君
企画室主幹 後藤 博君
自治庁財政部長 宮川新一郎君
大蔵省主計局長 中尾 博之君
大蔵省主計局代理 東條 猛猪君
大蔵省銀行局長 木村常次郎君
事務局側 常任委員
会専門員 北海道開発 桑原 幸信君
企画室副主幹

本日の會議に付した案件
○北海道開発公庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會を開会いたします。議事に入るに先立って委員の異動について御報告いたします。

四月二十四日付をもって白井勇委員が辞任、その補欠として森田豊壽君が委員に選任され、二十五日付をもって小西英雄、井村徳二両委員が辞任、植竹春彦君及び劔木亨弘君が委員に選任されました。また本日付をもって劔木亨弘君、大矢半次郎君、山本米治君、植竹春彦君、小林政夫君の各委員が辞

任、井村徳二君、最上英子君、深川タマエ君、遠藤柳作君及び中山福藏君が委員に選任されました。

○委員長(岡崎眞一君) 北海道開発公庫法案を議題といたします。

本案について白波瀬北海道開発政務次官より發言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○政府委員(白波瀬米吉君) 先日土田委員の御質問の中で、公庫の運営につきまして、学識経験者等をもって構成する諮問機関というものを設ける考えはないかというお尋ねがございました。に、権限の所在が明らかにならないという考え方もありまして、今日ではそういうものは設けないという考えを持っておりますが、意味のことを申し上げたのでありますが、実は私は、衆議院でいろいろ御意見のありました議決機関としての管理委員会というような機関についてのお尋ねかと勘違いいたしましたので、あのようなお答えをいたしました次第でございます。これがために誤解を招きましたことはまことに遺憾に存じますが、土田さんのおっしゃるような諮問機関の設置につきましては、十分検討いたしておりますから、この際、御了承を願いたいと思ひます。

○土田国太郎君 ただいまの政務次官の御説明で承りました。この前の委員會のときに私あるいは聞き落したのかも存じませんが、この

公庫の投資の問題につきまして一つお聞きして参考にしたいと考えてるのであります。この株式投資をやるといふ場合の監督権はどういうふうにして發動するか、あるいはまたこれらの運営に対して責任ある指導監督をせなければならぬと思うのでありますが、前回の委員會におきまして、その点が明らかでなかったように、私これは聞き落ちかも知れませんが、はっきり私まだ了承できなかったものでありますので、この責任ある指導監督というものは具体的にいかなる方法をもっておやりになるかということをお聞きしておきたいのでございます。

○政府委員(田上辰雄君) 公庫の運営につきましては、公庫自体の政府の監督がございまして、これにつきまして、関係各条文にいろいろあります。通りに、相当徹底した監督をいたし得るのでございます。これは今の御質問に關連をいたしておりますので、一応申し上げておきたいと思ひますが、その監督の方法といたしましては、この条文をごらんいただきまして、第十條にありますが、理事長及び監督は、これは主務大臣が任命する。また理事長が理事を任命する場合におきまして、國務大臣の認可を受けるというふうな人事の監督がございまして、さらに事業内容につきましては、公庫ができません際に業務方法を公庫が作成いたします。その認可を主務大臣がいたすことになっております。これは第二十條にございまして、これ

によりまして、運営の仕方、条件等、相当具体的に指示をいたしますので、この線に沿うて監督をいたして参るのでございます。なお二十三條に「四半期ごとの事業計画及び資金計画」というのがございまして、これも同様主務大臣の認可を受けなければならぬのであります。これが実質的な内容につきましては公庫を十分監督していけると思ひます。なお、このほかに公庫の総合的な監督につきましては主務大臣が重要な命令を発するのでございまして、これは三十三條にございまして、このようにして、公庫自体に對しましては政府が相當強い監督をいたして参るのでございまして、ただいま土田委員のお尋ねは、むしろ公庫が十九條によりまして、これらの事業主体に對しまして出資または融資をいたします場合の、その融資等の相手方の会社に對する監督のことであると思ひます。これにつきましては、これは株を持ちます場合には当然その会社に對しまして株主としての發言権はあります。必要措置をなし得るのでございまして、そのほか一般の金融機関と同じように、融資をいたします際に當然いろいろ必要な条件を付するわけでございます。この条件に基づきまして具体的な監督を公庫といたしましては當然なし得るのであります。この線に沿うて理事長以下が十分監督をしていけるものだと思ひます。

○野溝勝君 私は二、三點お伺ひいた

します。

この法案は開発庁法の裏表のようなものでございますが、これがなければ開発庁の行政計画もできないのでございますから、よくわかるのでなければ、一体今回政府の考へておられる公庫法案でございませう、これは北海道の人から言わせると、二重監督を受け、行政の繁雑になるようなことを言われておるのでございませう、そういうような点については十分考へておられるのでございませう。たとえば、この法案によつて北海道庁が監督する。

また一面、上級機関あるいは関係機関から直接またその業界に監督を受けるというふうなことになるというのを聞いておるのでございませう、かようなことがないのでございませう。そういう点についてこの際お答えを願つておきたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) お尋ねの言葉の中に、北海道庁で監督するのではない、こういうふうなお言葉がございましたので、ちょっと二重監督を受けるのではないかと御趣旨をうけるのでございませう、この公庫は、第一條にありますように、北海道における産業の振興開発を促進するということで、たびたび申し上げましたように、今後北海道開発のために計画されます第二次北海道開発計画の線に沿ひまして、北海道の産業の振興をはかるようにこの公庫が運営されていかなければならぬと考えております。そうして、それにつきましては、この公庫の監督は主務大臣が監督をいたすのでございまして、主務大臣は、総理大臣と、金融の關係で大蔵大臣が主務大臣に指定をされてお

るのでございませう。この総理大臣と申すのは、当然北海道開発庁長官が委任を受けて監督をいたすのでありまして、北海道開発庁長官と大蔵大臣との間には十分連絡をとりまして、同一の方針でこの公庫の監督をいたしていただくのでございませう。従ひまして、監督はこれらの二省、北海道開発庁と大蔵省の間で十分連絡をとりつつ監督を続けていくのでございまして、そのほかの、たとえばお言葉にありましたように、北海道庁がこれを直接監督するということはないのでございませう。

従つて二重監督といつたような問題は起らないと考へております。しかし先ほど申しましたように、御質問の御趣意を理解し得ない点がございませう、さらに重ねての御質問がございませう、すなわち、これにつきましてもたお答えを申し上げたいと思ひます。

○野溝勝君 大体あなたの説明で論郭だけはわかりましたけれども、私の聞かんとする点は、たとえば大蔵省がいれば金融指導の官庁みたいな格好になつてゐるわけだ。だから、そういうところから、開発庁とは別に直接公庫に対して監督し、行政面との喰違ひを起すことが、実際はあると思ふのです。なかなか金融關係のことではございませう、一応大元締めである大蔵省が何としても力を持つてゐると思ふのです。そういう点について、開発庁よりはる大蔵省の発言が強い場合がある、行政の一貫性を失ひ、ために産業振興上において非常な支障をきたすようなことがないかというのを憂慮する、具体的に言へばこう言ふのです。國務大臣同士で話し合ふと言ひますけれども、ただそれは一つの政治上の問

題であつて、もっと末端の行政上の問題についてはそういうことが起らないかどうかということを聞くのです。そういうことを心配するのです。

○政府委員(田上辰雄君) 大蔵省と開発庁との仕事の分担と申しますか、おのづから全般的な監督は開発庁でいたしますが、金融の点については大蔵省がその専門的な立場から指導をいたすということでは、両者十分連絡をとり合ひます。ただいまの野溝委員のおっしゃいましたような心配が起り得るのでございませう。しかしながら、今日この法案を提出する前にございませう、この法案につきましても大蔵省と十分連絡をとり、さらに今後準備をいたします政令、業務方法書につきましても、十分連絡をとりながら、一致した意見によつてこれらのものを準備しつづつてゐるのでございませう。個々の今後監督上いろいろな問題が起つて参ると思ひますが、ただいま御注意いた

ださしました点は十分留意いたしまして、御心配の、方針が違ふために公庫の運営上支障を来たすというふうなことは絶対にないよう、十分留意いたしまして、監督に遺憾のないようにいたしたいと存じます。

○野溝勝君 それで大体一応の理解はできるのでございませう、単に北海道の開発公庫の問題だけでなく、大体今までの経験からみると、そういう例があるのでもございませう、かえつてそういう役所ができたために迷惑だとか、そういう機関ができたために迷惑だとか、そういう事を複雑にして、まことに開発上迷惑しておるというふうなこともあるのでございませう、そういう点はあらかじめ御留意を願つておきたいと思ひます。

それから、あとはこまくなるのでございませう、配付資料にある北海道の総合開発計画についてこれを見る、これは別にあなたの方で作つたというけれども、これは従来の農林省並びに通産省あたりの統計並びに資料と同じでございませう、大体こういう点については、これは前の資料と少しも違つていないと思ふのですが、これはそれでよろしい。急にできた機関でございませう、これに基いた資料によつていろいろと対案を立てるのでございませう、これはやむを得ないと思ふのですが、この資料中、特に北海道の産業のうち、農林關係でテンサイ糖の振興分というのが出ておるのでございませう、北海道総合開発第一次五年実施計画第一編(附表)九ページの中に計

画数字が示されてゐる。その数字は現テンサイ会社、帯広の会社に關係した分ですか、あるいは今後できる会社を予想しての開発地域に対する面積を含んだものでございませう。どういふのを考へられておるのでございませう、私が申し上げますと、砂糖原料に対しては北海道だけでなく、日本で全体の原料というものは開発しなければならぬと思つてゐるのです。そういう意味におきまして、戦後において砂糖の不足のときに、ビートの開発について、私が農林委員長当時からもういぶんと努力して、今日一貫して日本の自立経済達成のために、政府は代りまして一貫してやつてきてゐることは、けつこくなことと思ふのです。しかし、けつこくなことではあるが、その開発面積と工場設備との調節というものが行われなかつた産業の後退となるのが心配である。むやみに無政府的な措置をとること、即ち政治的陰謀だあるいは利権亡者だかしらんが、そういうものが策謀して必要以上なものを作ると、結局既設の会社の不振はともかく、産業全体が麻痺し支障を来たすというふうなことになるので、そういう点を私は心配してゐるのです。でありまして、開発庁は、詳細に検討してゐるのか、どういふようにこれを考へてゐるのか。さらに、ここにある数字はどういふものを含んでおるのか。そういう点を私はお聞きしたいと思つてゐるのです。

○説明員(桑原幸信君) ただいまの御質問でございませう、この第一次五年計画というものは、一応既存のテンサイ糖工場の分を含んでおります。それから現在テンサイ糖の工場を三十五年度までにおいて相当数ふやさなければいけないというところで、ただいま御指摘のように、工場敷と耕地面積とのバランスをとるために、目下テンサイ糖振興について対策を農林省方面で考へておられます。

○野溝勝君 いま一つお聞きしておきますが、バランスをとるためというそのバランスの根據ですが、それについて農林省がやつてゐるというだけじゃなくて、少くとも開発庁であり、裏づけるところの公庫の關係としては、その点十分な調査、將來せつかく援助し奨励する産業が支障を来たすようなことがあつてはならぬと思ふのです。そういう關係を十分考へなければならぬと思ふ。聞くところによると、いろいろ

るのデマが飛んでおりますからね、たとえばそういうデマが本物でなければいいが、このごろはあやしいことばかりたくさんあるのでございますから、それで新築する公庫も開発庁もそうから申し上げる。たとえば今のように入金をとるといへども、原料面積が現在の工場設備で消化し得るばかりでなく、余裕があるのかかわらず、工場を幾つも作らせるといふこのやり方は、これはどうかと思うのです。こういう点について十分なる御留意を願って、あやまちなきを期してもらいたい。こういう意見なんです。それについて……

○説明員(桑原幸信君) まことに説明の通りでございます。北海道の開発上、テンサイ糖の振興は、単に工場の誘致ということよりも、北海道の農業政策の上から見て欠くべからざるものがありますから、開発庁といたしましては、テンサイ糖の振興とあわせて酪農農業の振興等を含んだ総合的な計画を一つ実施していきたい、こういうふうに考えております。

○野澤勝君 最後に一つ開発庁の次長にお聞きしておきたいのですが、いろいろと計画されておられることはけっこうで、これを見ると、なかなか大規模な計画でございますが、これとちろん資金関係とは関係があるのでございますから、この際について聞いておきます。私、北海道へ何回も産業視察に参りましたが、特に太平洋岸の開発でございますが、どうしても北海道の開発には港の開発ということが絶対必要だと思ふのです。私も昭和二十三年政府に御厄介になっておるとき、ちょうど

今日の銀行局長になっております東條氏もそのとき大蔵省から派遣されたので、かの地を視察に参ったことがあるのでございますが、特に海岸線の開発、港という問題は、北海道の産業開発に重大な影響があると思ふのです。それはだれでも知っておるのでございますが、しかし実際問題は資金の面で相当問題になっておるのですが、そこで太平洋岸の開港ということである太平洋岸には現在釧路、浦河だけでございます。それで釧路、浦河の開発は相当あるの当時から力を入れて参りました。その後の政府も引き続いてあの港の開発に努力して参りました。しかし釧路は一応整った。又浦河としての浦河も或る程度整備されましたけれども、一般産業港としての港としてはほかにないわけですね、釧路以外には苫小牧港の開発が今非常に北海道で全力をあげておる。北海道庁を初め力を入れておる。これに対しては、特に産業港として開発しなければならぬと思う。しかし非常に困難もありましようが、地元苫小牧の市長初め市議会市民労働組合全部をあげて、あの開発に自主的な負担をして、市そのものから年々何百万というものを投資いたしまして開発をしておるわけでございますから、この事は単に苫小牧だけの問題でなく北海道の開発の表支関の解決になるのですから、困難な事情もありましようが、一つ協力方を強く希望しておきたいと思ふのでございます。

○政府委員(田上原雄君) 北海道の太平洋岸の港につきましても、その開発の必要はお話の通りだと思ふます。ただいまの御意見十分尊重いたしまして、これは予算の制約もございしますから、

なかなか御期待に沿えぬような点が多々あらうかと思ひますけれども、私もとしまして、御意見の御趣旨は十分尊重いたしまして、できるだけの努力をいたしたいと思ひます。

○委員長(岡崎眞一君) 他の御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて差し支えございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決しました。

「速記中止」

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけ

午前十一時二十四分休憩

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけ

午前十一時四十八分開会

○委員長(岡崎眞一君) ただいまより休憩前に引き続き会議を開きます。北海道開発公庫法案を議題として討論を行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○岡三郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつた北海道開発公庫法案に対して賛成をいたします。ただし賛成をいたすとい

たしまして、本法案に対しては全面的に心から賛成しておるというわけではございません。それは、この提案理由の中にありますように昭和二十六年より北海道の総合開発をして参りました、道路、河川、港湾、電源等、基礎施設の整備につぎましてはかなりの進展を見ておる」と書いてございすが、私は二回は北海道に最近行つて

おりますが、第一次五カ年計画というものの進展の度合というものは、この提案に書いてある通りには行つておらぬと思ふのです。従つて基本的にまだ北海道の開発というものは緒についたばかりである、こういうふうには断定しても差しつかえないのではないかと申しているほどであります。従いまして、この基本的な第一次五カ年計画に伴う昭和三十三年度からの第二次北海道開発五カ年計画というものの基本的な構想をわれわれは見たく考えておつたわけです。しかしこれも御提示にならないといふことになれば、基本的な計画といふものはどうしてもおいてしまふ。そのおくれた中において、第二次産業といふものを振興する

ために、この北海道開発公庫を作るといふことになる、いささか、さか立ちのうらみがある、われわれはこう考へざるを得ないのであります。特に一つの例をたえて申し上げるならば、機関車だけが先走り行つてしまつて、あの車が切り離されて、ついてこないような一つの状態になるのではないかと、こういうことを心配いたします。しかしながら北海道は特殊立地条件を持つておられて、資金の導入等が非常におくられて、道の開発というものは一刻もゆるがせにできない、こういうふうな観点から北海道開発公庫法というものが出されてきておるといふことも十分わかります。しかしこの法案を十分検討してみますと、まだまだ問題点があるわけで、特に第十九条の業務の範囲を見ますと、一から五項目にわたるところの事業を決定しております。この事業について、当該資金

の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う」と書いてありますが、これはまことに融通無碍、実に物事を運ぶのには格好の条章になつておりますが、しかし一步誤ればこれは第二の復讐的な存在になるおそれがあると思ふ。つまり株を持ち、またその会社がいろいろと資金を得る場合に、その債務保証をするといふふうになれば、事業そのものの選択を誤るとか、あるいはその会社の経理がどうなるかという面を考へていった場合に、なかなかもつてこれは成り立たない事業が多くなるのではないかと。そういうことになる、一たん出資した後は債務保証したからには、むやみに打ち切るわけにはいかぬといふことになれば、泥沼に入るように多額なる税金をこれに投入することになつて、東北興業的な存在になるおそれ十分あると思ふ。だから、そういうふうなことを考へていく場合に、これは簡単に了承はできません。できまじんの法制定によつて利益を得、特に日本の中に占むる酪農地帯が、いささかなりとも産業が振興することによつて利益を得るといふことに対して、われわれは心配の中からも賛成をしておるわけでありまうから、こういうふうな点については、運営上そういう危険がないように責任者は心してやつていって考へておるわけでありまう。さらにこの問題につぎましては、北海道の開発審議会等において管理機関といふものを設けるべきであるといふふう

に決定しておつたのを、本法においてはこれを削除しておる。この管理機関を

設けるということも、結局はいろいろと問題がありましようけれども、やはり第二の復金的な役割を果たしてはならぬというおもひばかりが一面にはあったと私は思うのであります。そういうふうな観点から見ましていろいろと申し上げたいことがあるわけですが、以下私はこれを付帯決議案としてまとめ御提示を申し上げ、あわせて本法に対して賛成したいと思うわけであります。以下付帯決議案を申し述べます。

政府は次の事項について適當の措置を講ずべきである。

一、本法施行に伴う投融資計画は、明確である。政府はすみやかに北海道総合開発第二次五カ年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融資計画を明確にすること。

二、開発公庫の投融資対象は、資本金の規模によることなく、中小企業に對しても開発に必要な事業に對しては投融資すること。

三、開発公庫が投資に重点をおき、かつ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。

四、開発公庫役員の選任に当つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。

五、開発公庫の業務運営に当り、有効適切かつ公正妥当な執行を期するため、理事長の諮問機関として、現地に学識経験者その他を

もつて構成する運営協議機関を設置すること。

以上であります。この点一つあわせ
て御可決あらんことを申し上げて、私
の賛成討論を終わります。

○土田國太郎君 北海道開発公庫法案

昭和三十一年五月一日印刷

は、私は時宜を得たるものといたしまして、緑風会を代表いたしましたして賛成いたします。しかしながら、本案は非常に重大であり、わが国の国策上の観点から見しても、非常に重要性があるのであります。御承知のように、これは北海道開発のみならず内地人口の吸収策であり、またあわせて植民政策にも相なりますので、この点は国民あげてこれに賛意を表するものであらうと私は思うのでありますが、この本案についていろいろ検討の結果として特に感じておりますことは、この公

庫の金融投資方法でありますが、説明によりますれば、現在の金融機関以外に投資する、融資する、こういうよ

うなことになるのでありまして、これがために取引先の選択というものは一そう私はむしろ少くなるのではないかということを痛感するもので

あります。あわせて、この計画書を見ますと、利息は非常に高いこと、利息コストが高いこと、従って貸付の利息も高いのでありますから、こういう

点について十分に一つ当局者はこれが改善をはからなければならぬと思うのであります。特に私は、この株式投賣であります、これらにつきしまて

も、先ほどの次長の説明では、また私
は不安の感が強いのでありますから、
どうかこの投資あるいは融資の面につ
きましては十分に責任を持って監督で

きるような方法を講じていたたきない。先ほど説明によれば、貸し付ける際に条件をつけるといふようなことで、簡単なようではありますが、その程

度ではどうして事業というものは成り
 するものではないのでありますから、
 この点十分一つ検討を願いたいと思ふ

昭和三十一年五月二日發行

のであります。よく昔から、事業は人
にありと、もしこの人選を誤ったな
らば全く先ほど岡委員の申し上げま
したように、第二の復金ともならぬと
限らないのでありますので、どうか
こういう点につきましては、役員並び
に幹部職員等につきましては、十分な
る心をもちまして、人選のあやまちな
きを期していただきたいと思うのであ
ります。

なお、岡委員の補足的の決議の御意
見があったのでありまするが、私もこ
れには同感であります。

以上をもちまして、本案に賛成する
ものであります。

○薩野繁雄君 私は、北海道における

産業の振興開発を促進し、國民經濟の發展に寄与するために、若干の希望を付して賛成するものであります。

と等によつて、民間の投資及び一般金融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的とするのでありますから、その任務というものは重かつ

大であるのであります。そこで專業畫及び資金計畫を作成せられるに當つては、万遺憾なきを期せられたいということであります。次には、事業の遂

行に当りましては、常に失敗を未然に防止するように善導せられたいということでもあります。

以上をもつて私の賛成討論を終ります。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。

○委員長（岡崎眞一君）御異議ないと認めます。

發行

北海道開発公庫法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います

〔賛成者挙手〕

○委員長（岡崎眞一君） 全会一致であります。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました岡委員提出の付帯決議案を問題に供します。岡委員の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よつて、岡委員長提出の付帯決

定いたしました。

なお諸般の手續は、慣例により委員
長に御一任を願いたいと存じます。

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。それから多数意見者の御署名を願います。

藤野 繁雄 岡 三郎
前田 久吉 井村 徳二
大野木秀次郎 木内 四郎
南日 七平 西川 基五郎

委員長(岡崎眞一君) 白波瀬政務次
最上 英子 中山 福藏
深川タマエ 土田国太郎

○政府委員（白波瀨米吉君） どうもお
りがとうございました。ただいま本委
員会において付せられた付随決議

につきましては、いずれも御趣旨は非常にごもつともたと存じますので、私

參議院事務

と、ほん十分これを相言いたし、
 実現いたしますようなふうに努力いた
 したいと思ひます。ありがとうござい
 ました。

○委員長（岡崎眞一君） 本日はこれを
 もつて散会いたします。

午後零時五分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付
 託された。

一、金融制度調査会設置法案（予備
 審査のための付託は三月一日）

1

印刷者 大藏省印刷局